

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第一〇号)(衆議院提出) 要旨

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、全国書誌の提供方法の変更

館長が出版を行うものとされている全国書誌(日本国内で刊行された出版物の目録又は索引)の提供方法を変更する。

二、全国書誌の送付事務の廃止

国立国会図書館に出版物を寄贈した発行者又は出版物を遺贈した発行者の相続人に対して当該出版物を登録した全国書誌を送付する事務を廃止する。

三、施行期日等

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、全国書誌の提供方法の変更は、同年七月一日から施行する。

2 平成十九年三月三十一日までに国立国会図書館が発行者から寄贈又は遺贈を受けた出版物に係る全国

書誌の送付については、なお従前の例による。